

学校法人佑愛学園 財務書類等閲覧規程

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第47条2項の規定により、財務書類等の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧請求権者)

第2条 閲覧を請求できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校法人佑愛学園（以下、「本法人」という）の設置する学校に在学する学生、その保証人及び卒業生
- (2) 本法人と雇用契約にある者
- (3) 本法人の設置する学校に入学する意思が明確に確認できる者及びその保証人
- (4) その他本法人との間で利害関係が明確に確認できる者

(閲覧に供する書類)

第3条 前条に該当する者が閲覧できる財務書類等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書（資金収支計算書・消費収支計算書）
- (4) 事業報告書
- (5) 監事の監査報告書

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(休業日)

第5条 閲覧に供しない休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本法人創立記念日（10月15日）
- (4) 年末、年始（12月29日から1月3日までの日）
- (5) その他本法人が臨時に定める日

(臨時休業等)

第6条 書類の整理その他必要があるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある、

(閲覧申請書の提出)

第7条 閲覧しようとする者は、閲覧申請書（別紙様式）に必要事項を記入し、閲覧を希望する7日前までに法人本部に提出しなければならない。

(閲覧の許可)

第8条 理事長は、前条の閲覧申請書の内容を確認のうえ、閲覧を許可する。

(閱 覧)

第 9 条 閲覧を許可された者は、財務書類等を本法人が指定する日時・場所で、第 2 条各号のいずれかに該当するものであることを明確に示す本人確認書類を提示し、閲覧するものとする。

2 当該閲覧（以下「閲覧者」という）は、閲覧を終了したときは、閲覧した財務書類等を直ちに返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第 10 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 財務書類等を汚損し、若しくは毀損しないこと
- (2) 財務書類等を閲覧場所以外に持ち出さないこと
- (3) 閲覧場所に、カメラ、コピー機器、録音機器、危険物等を持ち込まないこと
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 財務書類等をコピー・撮影、録音及び書き写しをしないこと

(閲覧の取消)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を取り消すことができる。

- (1) 所定の閲覧時間外や休業日に請求がなされた場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的である場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合
- (4) 本法人が公開すべきでないと判断する正当な理由がある場合
- (5) 前条の規程に違反した場合
- (6) 担当者の指示に従わない場合
- (7) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合
- (8) この規程に違反した場合

(事 務)

第 12 条 財務書類等の閲覧に関する事務は、法人本部が行う。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、本法人の財務書類等の閲覧に関して必要な事項については、理事長が定める。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この規程に基づき本法人が閲覧に供する財務書類は、平成 18 年度会計決算時以降に作成するものに限るものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。